

資料 1

京田辺市国民保護協議会 答申（案）

京田辺市国民保護計画

平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日

京田辺市 安心まちづくり室

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	市地域防災計画等との関係	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	市の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	7
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	9
1	武力攻撃事態等	9
2	緊急処理事態	9
3	市において留意する事項	10
第2編	平素からの備えや予防	11
第1章	組織・体制の整備等	11
第1	市における組織・体制の整備	11
1	市の各部課室における平素の業務	11
2	市職員の参集基準等	12
3	消防機関の体制	14
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	14
第2	関係機関との連携体制の整備	15
1	基本的考え方	15
2	府との連携	16
3	自衛隊との連携	16
4	近接市町村との連携	16
5	指定公共機関等との連携	17
6	ボランティア団体等に対する支援	17
7	市内の様々な機関、団体との協力関係の構築	18
第3	通信の確保	18
第4	情報収集・提供等の体制整備	18
1	基本的考え方	18
2	警報等の伝達に必要な準備	20
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	21
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	23

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	-----	2 4
1	避難に関する基本的事項	-----	2 4
2	避難実施要領のパターンの作成	-----	2 5
3	救援に関する基本的事項	-----	2 6
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	-----	2 6
5	避難施設の指定への協力	-----	2 6
6	生活関連等施設の把握等	-----	2 7
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	-----	2 9
1	市における備蓄	-----	2 9
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	-----	2 9
第4章	国民保護に関する研修及び訓練、啓発	-----	3 1
1	研修	-----	3 1
2	訓練	-----	3 1
3	国民保護措置に関する啓発	-----	3 2
4	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	-----	3 3
第5章	要配慮者等への支援体制の整備	-----	3 4
1	要配慮者対策	-----	3 4
2	外国人対策	-----	3 5
第3編	武力攻撃事態等への対処	-----	3 6
第1章	実施体制の確立	-----	3 6
第1	事態認定前における初動体制	-----	3 6
1	情報連絡体制の整備	-----	3 6
2	市緊急事態連絡室の設置	-----	3 7
3	市緊急事態連絡室の初動措置	-----	3 8
4	国民保護対策本部に移行する場合の調整	-----	3 8
5	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	-----	3 9
第2	事態認定後の体制	-----	4 0
1	市対策本部の設置	-----	4 0
2	市対策本部の設置場所	-----	4 0
3	市対策本部の組織	-----	4 1
4	現地調整所の設置	-----	4 3
5	市対策本部長の権限	-----	4 3
6	市対策本部の運営に係る留意事項	-----	4 4
第2章	関係機関相互の連携	-----	4 6
1	国・府の対策本部との連携	-----	4 6
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	---	4 6
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	-----	4 7

4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	4 7
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	4 7
6	市の行う応援等	4 8
7	ボランティア団体等に対する支援等	4 8
8	市民への協力要請	4 9
第3章	警報及び避難の指示等	5 0
第1	警報の伝達等	5 0
1	警報の内容の伝達等	5 0
2	警報内容の伝達方法	5 1
3	緊急通報の伝達及び通知	5 2
第2	避難住民の誘導等	5 2
1	避難の指示の通知・伝達	5 2
2	知事から示される避難の指示の内容	5 2
3	避難実施要領の策定	5 3
4	避難住民の誘導	5 6
5	武力攻撃事態に応じた対応	5 9
第4章	救援	6 2
1	救援の実施	6 2
2	関係機関との連携	6 2
3	救援の内容	6 3
第5章	安否情報の収集・提供	6 4
1	安否情報の収集	6 4
2	府に対する報告	6 5
3	安否情報の照会に対する回答	6 5
4	日本赤十字社に対する協力	6 6
第6章	武力攻撃災害への対処	6 7
第1	武力攻撃災害への対処	6 7
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	6 7
2	武力攻撃災害の兆候の通報	6 7
第2	応急措置等	6 8
1	退避の指示	6 8
2	警戒区域の設定	6 9
3	応急公用負担等	7 0
4	消防に関する措置等	7 1
第3	生活関連等施設における災害への対処等	7 3
1	生活関連等施設の安全確保	7 3
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	7 3
第4	N B C 攻撃による災害への対処等	7 4

第7章	被災情報の収集及び報告	7 8
第8章	保健衛生の確保その他の措置	7 9
1	保健衛生の確保	7 9
2	廃棄物の処理	8 0
第9章	文化財の保護	8 1
1	文化財の保護	8 1
2	文化財の応急対策	8 1
3	文化財の復旧	8 2
第10章	国民生活の安定に関する措置	8 3
1	生活関連物資等の価格安定	8 3
2	避難住民等の生活安定等	8 3
3	生活基盤等の確保	8 3
第11章	特殊標章等の交付及び管理	8 5
第4編	復旧等	8 7
第1章	応急の復旧	8 7
1	基本的考え方	8 7
2	公共的施設の応急の復旧	8 7
第2章	武力攻撃災害の復旧	8 8
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	8 9
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	8 9
2	損失補償及び損害補償	8 9
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	8 9
第5編	緊急処理事態への対処	9 0
1	緊急処理事態	9 0
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	9 0

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現は、市民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとで外交努力の継続が何より重要である。

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ）は、市民の安全・安心が脅かされるいかなる事態においても、住民の生命、身体及び財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を尊重しながら、市民の協力を得つつ、府及び関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

以下、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市民の安心・安全を確保するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1．市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1)市の責務

武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2)市国民保護計画の位置づけ

この計画は、国民保護法第 3 5 条の規定に基づく、市国民保護計画である。

(3)市国民保護計画に定める事項

本計画は、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、本市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2．市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態における対処

3．市国民保護計画の見直し、変更手続

(1)市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、京都府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ必要に応じ見直しを行う。

本計画の見直しに当たっては、京田辺市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2)市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、この限りではない。

4．市地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「京田辺市地域防災計画」等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、府、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害のある人等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8)国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9)外国人への国民保護措置の適用

市は、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

(10)観光旅行者等への国民保護措置の適用

市は、京都が国際観光都市であるため、観光旅行者等が市を訪れることから、これらの者についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

(11)国際人道法の的確な実施

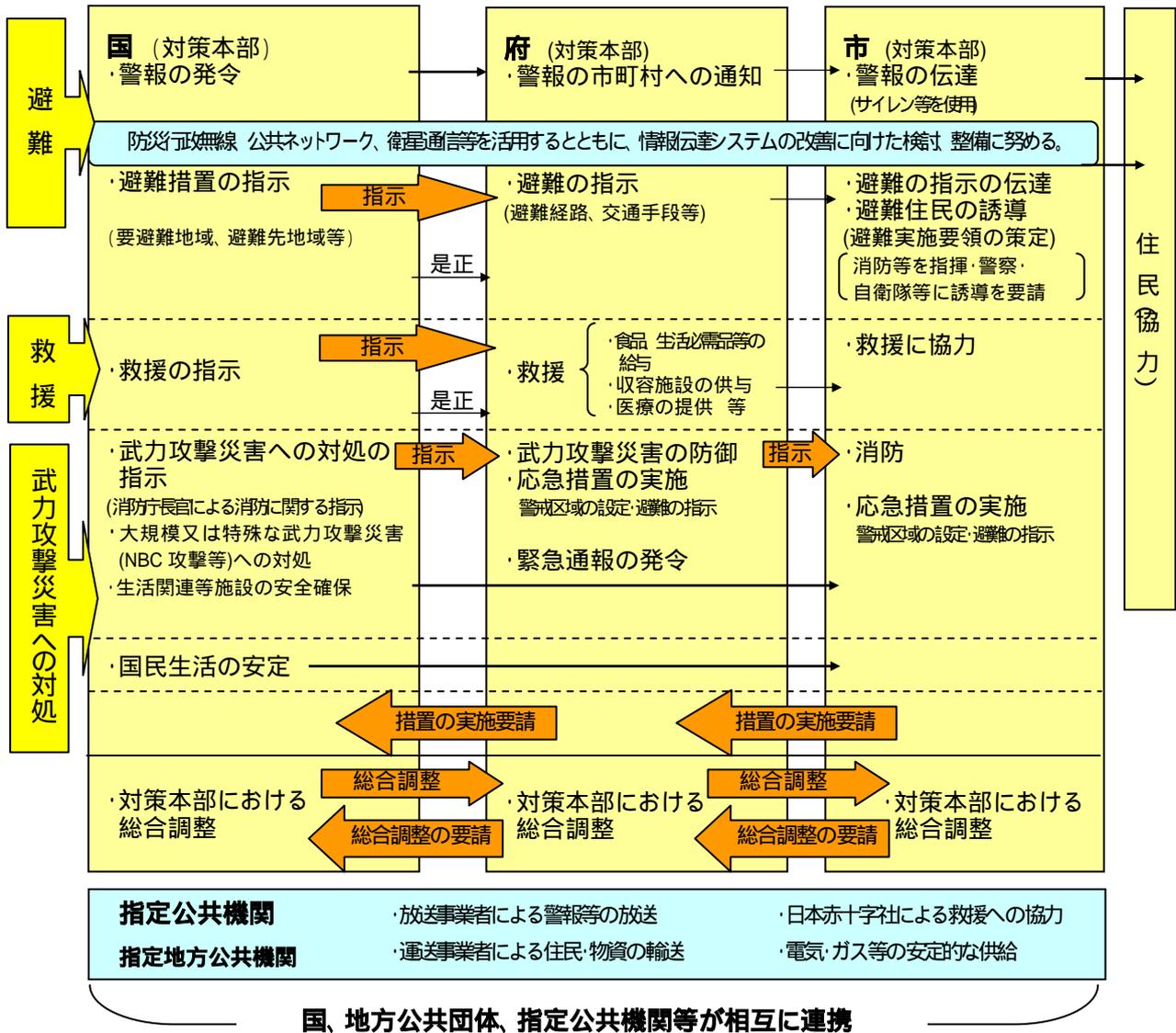
市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡窓口をあらかじめ把握する。

なお、これらの機関や関係団体等の連絡先については、資料・マニュアル編に記載する。

【国民保護措置の全体の仕組み】



市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
京田辺市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

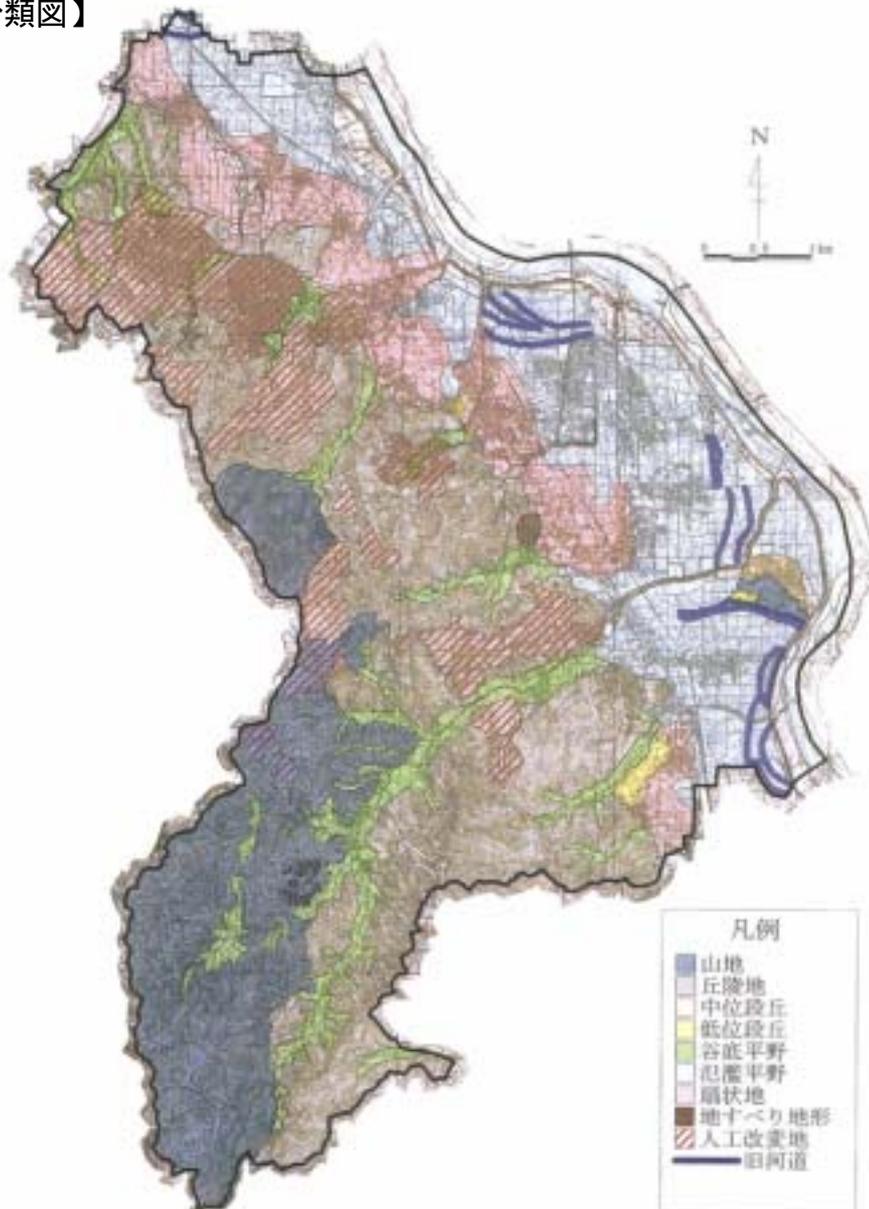
第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

市の地形は、西部が生駒山系に連なる丘陵地であり、東部は淀川の三大支流の一つである木津川の作りあげた沖積地からなる平野であり、甘南備山の麓から扇状にひろがった東斜面の不等辺三角形のまちである。丘陵地から低地に至る緩傾斜地帯には、集落が多く分布し、四季それぞれに特色をもつ良好な自然環境に恵まれている。

【京田辺市地形分類図】



参考資料：『天智平野に関する自然条件調査報告書（平成28年6月）』、京都府京田辺市に域行地開港場協議会「地形分類図」

(2)気候

市は、主として表日本型の気象の特色を有し、温暖で冬は雨量が少なく、6月～7月ごろの梅雨期と9月ごろの台風期は、降水量が増すことがある。

(3)人口分布

本市の人口は、現在の市域が定まった昭和26年町村合併当時、約15,300人であり、昭和40年の約17,300人に至るまで緩やかに増加してきた。

昭和40年以降北部地域における大規模な住宅地開発などにより人口が急増し、昭和60年には44,000人を超え、その後は緩やかに増加しながら、平成7年には53,000人を超えた。

平成9年の市制施行以降も人口は増加を続けており、住宅地開発のほか、同志社大学や同志社女子大学などの学生の居住による影響もあり、全体的に老年人口比率が低く、比較的若いまちであると言える。

(4)道路の位置等

主要な幹線道路としては、東西に国道307号、府道生駒井手線、南北に京奈和自動車道と府道八幡木津線が通っており、京阪神方面へ向かう府南部における交通の結節点となっている。また、府道八幡木津線のバイパスとして建設が進められている山手幹線は木津川左岸地区の南北主軸道路としての役割が期待されており、八幡市～薪新田辺線及び新田辺一休ヶ丘線～府道生駒井手線の区間が開通している。

今後は、第二京阪道路の全線開通により大阪方面へのアクセスが一層向上するとともに、新たな国土軸となる第二名神高速道路の建設が促進されることにより、府南部のみならず、近畿の交通結節点としての役割を担うこととなる。

(5) 鉄道の位置等

市域にはJR片町線（学研都市線）と近鉄京都線がある。2つの鉄道線は、市域中～南部においては市域のほぼ中央部を南北に縦断し、北部においてはJR線が東西方向に、近鉄線は南北方向にそれぞれ通っている。市域内の鉄道駅としては、JR片町線（学研都市線）が5駅（松井山手駅、大住駅、京田辺駅、同志社前駅、JR三山木駅）、近鉄京都線が4駅（新田辺駅、興戸駅、三山木駅、近鉄宮津駅）ある。

(6)その他の特性等

市は、関西文化学術研究都市をはじめとする新市街地の開発により、1970年代から急激に人口が増加した。その結果市民には、大阪市など大都市中心部に通勤し、市内の居住地には平日の夜間または休日しか居ないという人が多い。また、同志社大学などの大学が立地することから、学生や研究者といった人々が市内で活動している。このため、市においては、日常的な生活圏における交流の薄い人々が多く、国民保護に係る取組みにおいては配慮が必要である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

1. 武力攻撃事態等

(1)武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃事態が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2)武力攻撃事態の想定の種類として、次の4種類が示されている。

着上陸侵攻	航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による市街地、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する攻撃
弾道ミサイル攻撃	弾頭に通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、市街地やライフラインに対する攻撃

2. 緊急処理事態

(1)緊急処理事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(武力攻撃事態対処法第9条に基づく、基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

(2)緊急処理事態の分類と事態例として、次の4事態が示されている。

攻撃対象施設等による分類	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載車等への攻撃 ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
攻撃手段による分類	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来

【ダーティボム（汚い爆弾）：放射性物質を爆薬により広範囲に拡大させ、被害をもたらす兵器】

3．市において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体的な想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、市の区域における武力攻撃事態の具体的な想定を行うことは困難であるが、市の地理的・社会的特徴から、流域に所在するダム、同志社大学をはじめとする教育施設、市内に所在する宿泊施設及び工業専用地域等へのテロ攻撃に留意する必要があると思われる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1. 市の各部課室における平素の業務

市の各部室課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災をはじめとする様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。

また、国民保護に関する措置の総括、各部室課間の調整、企画立案等の他、以下の国民保護措置に係る平素の業務については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行うものとする。

【国民保護措置に関する平素の業務】

- ・ 市国民保護計画の見直し、変更に関すること
- ・ 市国民保護協議会の運営に関すること
- ・ 市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置準備に関すること
- ・ 国民保護措置の研修・訓練に関すること
- ・ 国民保護措置の啓発に関すること
- ・ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の準備に関すること
- ・ 避難の指示、警戒区域の設定、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の準備に関すること
- ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること
- ・ 防災行政無線の維持に関すること
- ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること

2 . 市職員の参集基準等

(1)職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2)24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。担当職員が登庁後は、消防本部より引き継ぎ国民保護措置を実施する体制を整備する。

【市における24時間体制の確保について】

(1)市部局での対応充実

消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化（職員及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。その際、初動時において迅速に連絡が取れる体制とする。

(2)消防本部との連携強化

国民保護担当部局、防災部局と消防本部との一体化を含めた連携強化も選択肢として考えられるが、この場合、特に、最終責任者である市長へ迅速に連絡でき、早急に市の組織をあげて対応できる体制を整備する。

また、市民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の親機や遠隔操作機を設置する。

(3)市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
市国民保護警戒本部体制	市災害警戒本部体制に準じて職員を参集
市緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の 全部室課 での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		
	市の 全部室課 での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の 全部室課 での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
		市の 全部室課 での対応が必要な場合 ・現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合 ・近傍の自治体で多数の人を殺傷する行為等の事案が発生し、市でも生起する可能性が考えられる場合 ・ 救援に関する措置を講ずべきことを指示された場合	
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		

上記【職員参集基準】及び【事態の状況に応じた初動体制の確立】の体制については、市地域防災計画「風水害等対策編」動員計画に基づき、1号体制、2号体制、3号体制とする。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員を参集する。

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ~ の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務について市地域防災計画に定める体制に準じて別に定める。

(7)交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、京田辺市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置
食料、燃料等の備蓄
自家発電設備の確保
仮眠設備等の確保 等

3．消防機関の体制

(1)消防本部における体制

消防本部は、市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防団長は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4．国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごと担当部署については、具体的な権利利益の救済内容に応じて決定する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条 第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)	
訴訟に関する事。(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、これら関係機関との連携体制整備について、以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処が出来るよう、国民保護協議会、防災会議、**京都南部都市広域行政圏推進協議会**など防災・危機管理等の既存の連携体制も活用し、関係機関との連携の強化に努める。

また、市国民保護計画と関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2．府との連携

(1)府の連絡先の把握等

市は、府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、**山城振興局を核として**府と必要な連携を図る。

(2)府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3)市国民保護計画の府への協議

市は、府との国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4)府警察及び道路管理者（国・府・西日本高速道路株式会社）との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察及び道路管理者（国・府、西日本高速道路株式会社）と必要な連携を図る。

3．自衛隊との連携

防災のための連絡体制を活用して国民保護のための情報連絡体制の確保を図る。

4．近接市町村との連携

(1)近接市町村との連携

市は、京都南部都市広域行政圏推進協議会の市町を中心とした近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている京都府南部都市広域行政圏地域防災計画等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2)消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備

を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

5．指定公共機関等との連携

(1)指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2)医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3)関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6．ボランティア団体等に対する支援

(1)自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2)自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンターの円滑な運営や生活環境への配慮（健康管理上の注意喚起、活動時間の管理、医療体制の確保、トイレや休憩場所の確保等）など、その活動

環境の整備を図る。

7. 市内の様々な機関、団体との協力関係の構築

市は、府と連携し、武力攻撃等の情報、警報、避難の指示の伝達、緊急通報など様々な情報を市民に対して的確かつ迅速に提供し、また、被災情報や安否情報の収集を円滑に実施するため、市内の様々な機関や団体との協力関係の構築に努める。

警報等の伝達	学校、病院、駅その他の多数の人が利用する施設の管理者
安否情報の収集	医療機関、学校、大規模事業者
その他	大学、生活関連施設等の管理者

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1)非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2)非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

(1)情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又

は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2)体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況を府疎水ネット等を利用し、府対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る

	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3)情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 . 警報等の伝達に必要な準備

(1)警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会・自治会長等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2)防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線等の整備を図る。

(3)国が整備する全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連携

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を市民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備した場合、これとの連動を図る。

(4)府警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察との協力体制を構築する。

(5)国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月

6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(6)大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、府との役割分担も考慮して定める。

(7)民間事業者からの協力の確保

市は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1)安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報(以下「収集・報告すべき情報」参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、府に報告する。(様式2・3号は資料編に記載)

【収集・報告すべき情報】

避難住民・負傷住民
氏名 フリガナ 出生の年月日 男女の別 住所（郵便番号を含む。） 国籍 ~ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） 負傷（疾病）の該当 負傷又は疾病の状況 現在の 居所 連絡先その他必要情報 親族・同居者への解答の希望 知人への回答の希望 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
死亡した住民（上記 ~ に加えて）
死亡の日時、場所及び状況 遺体が安置されている場所 連絡先その他必要情報 ~ 及び ~ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

（様式1号）

(2)安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3)安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4. 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
京田辺市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 京田辺市 町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1．避難に関する基本的事項

(1)基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

住宅地図

（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）

区域内の道路網のリスト

（避難経路として想定される高速道路、国道、府道、市道等の道路のリスト）

輸送力のリスト

（鉄道、バスの運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）

（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）

避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）

備蓄物資、調達可能物資のリスト

（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）

生活関連等施設等のリスト

（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）

関係機関（国、府、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

（特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておく。）

町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）

消防機関のリスト

（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）

（消防機関の装備資機材のリスト）

災害時要援護者の避難支援プラン

(2)隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

【災害時要援護者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。

避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。

災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、同意方式、手上げ方式、共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。

(3)民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(4)学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2. 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光旅行者や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 . 救援に関する基本的事項

(1)府との調整

市は、府から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が府の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や府との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2)基礎的資料の準備等

市は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 . 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1)運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

輸送力に関する情報

- ・ 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ・ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

- ・ 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ・ 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2)運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 . 避難施設の指定への協力

市は、府が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど府に協力する。

市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して市民に周知する。

6 . 生活関連等施設の把握等

(1)生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管府担当部局
第 2 7 条	1号	発電所、変電所	経済産業省	危機管理監
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理監
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	保健福祉部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画環境部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	危機管理監
	6号	放送用無線設備	総務省	危機管理監
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木建築部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画環境部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木建築部
第 2 8 条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	総務部
	4号	高压ガス	経済産業省	総務部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	危機管理監 保健福祉部
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	危機管理監
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	危機管理監、総務部、保健福祉部、農林水産部
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	危機管理監

	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	危機管理監、 総務部、 保健福祉部
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理監

(2)市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1. 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 府との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、府と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する研修及び訓練、啓発

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1. 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の見識を有する職員を育成するため、消防大学校、府消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修

市は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、府と連携し、消防団員、学校関係者、大規模事業所関係者及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】 (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)

【総務省消防庁ホームページ】 (<http://www.fdma.go.jp/>)

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、府、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2. 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる図上訓練、実際に人・物等を動かす実働訓練等、判断及び実際の行動を伴う実践的な訓練を

実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等について、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

市は、区、自治会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。

市は、府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震時等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要な訓練の実施を促す。

市は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

3 . 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び府と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3)学校における教育

市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 . 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第5章 要配慮者等への支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、高齢者、障害のある人、乳幼児等特に配慮する者（以下「要配慮者」という。）及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を府及び関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める

1. 要配慮者対策

(1) 要配慮者の所在の把握等

市は、防災・福祉・教育部局、消防本部、自主防災組織、福祉関係者との連携を図り、高齢者、乳幼児、障害のある人などの要配慮者に関する最新の情報を平素から収集に努める。情報の収集にあたっては、本人の同意を得る等個人情報の保護に十分に配慮し、収集した情報は適正に管理する。

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、平素から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者、自治会及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報的的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努める。

この際、府のITによる情報等の伝達や安否確認のシステムの構築など必要な支援を受けるための連携を強化する。

(3) 避難支援体制の整備

市は、配慮者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の要配慮者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な計画の策定に努める。

(4) 病院等施設所在者の避難誘導體制の整備

市は、病院、老人福祉施設、**障害者施設**、保育所その他自ら避難することが困難な者が所在している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、避難誘導を適切に行うための体制の整備に努める。

(5) 要配慮者の安全確保等

市は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において要配慮者が迅速かつ適切に避難できるよう配慮する。

市は、武力攻撃事態等を想定した訓練を実施する場合、市民等の協力も得て要配慮者を含めた訓練の実施に留意する。

市は、食料及び生活必需品の確保にあたっては、要配慮者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

市は、府と連携して点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

2．外国人対策

(1) 外国人支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援できる体制の整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

市は、府と連携して日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示の伝達などの情報について多言語化に努める。この際、府が、外国語放送等の処置をした場合はその内容を迅速に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 避難施設の運営

市は、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。

(4) 外国人の安全確保

市は、防災の避難場所、道路標識等の表示板の多言語化を進める。

市は、府と連携し、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。

市は、府及び国と連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。

市は、外国人雇用者の多い企業・事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう配慮する。

市は、通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1 事態認定前における初動体制

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられ、市は武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、発生現場において初動的な対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行なっていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1. 情報連絡体制の整備

市は、市民、消防、**府**警察等から市域内における武力攻撃の兆候の通報や他市町村及び他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生などを把握した場合は、必要に応じ京田辺市地域防災計画に定める関係職員を参集させ、直ちに警戒態勢をとり、以下の措置を行う。

武力攻撃の兆候の通報や他の市町村及び他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生について、直ちに市長に報告する。

関係者による会議を開催し、以下の事項について協議・検討する。

- ア 情報の収集・分析に関すること
- イ 市民への広報や報道対応に関すること
- ウ 対策本部体制への移行準備に関すること
- エ 必要な初動措置に関すること

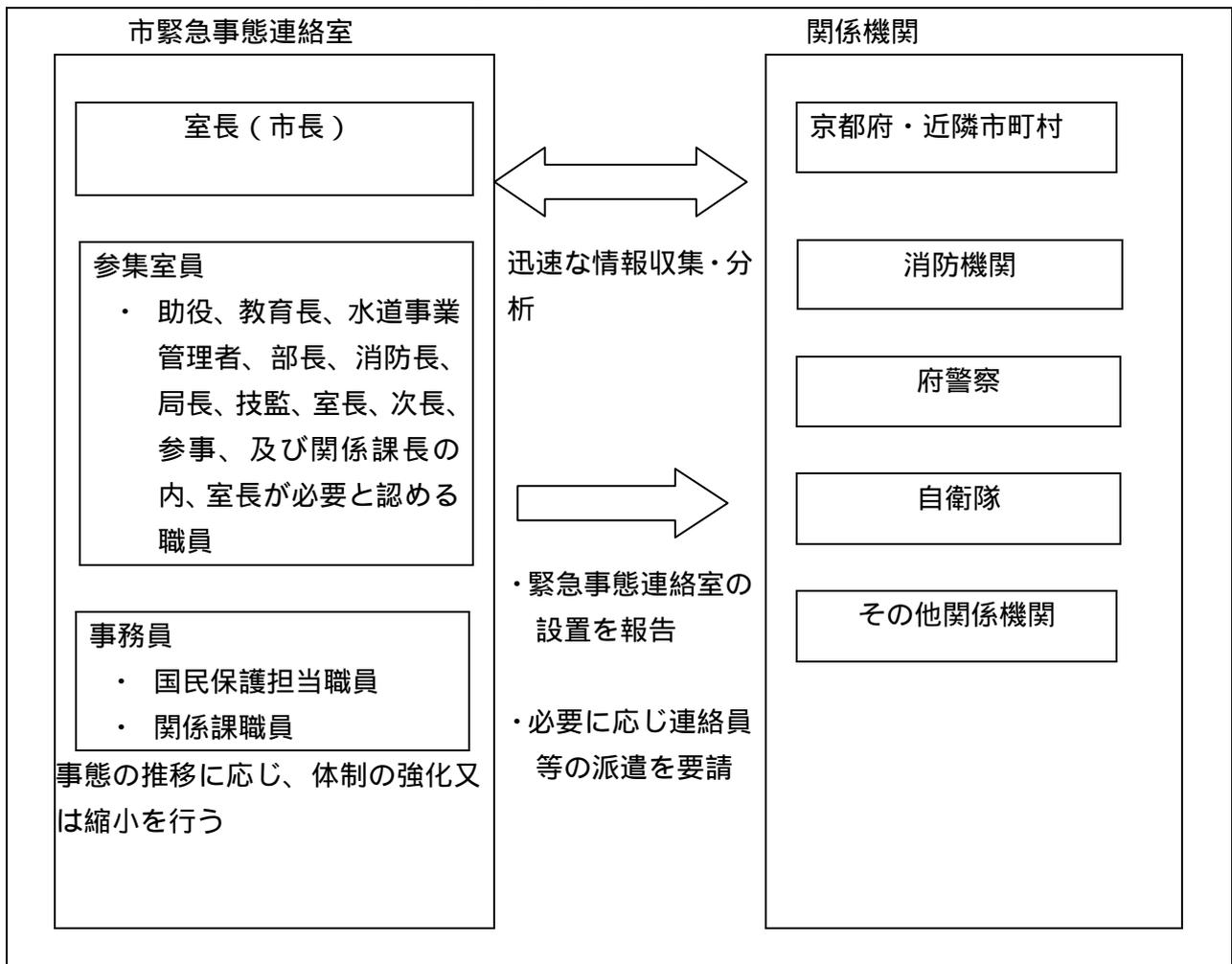
府、**府**警察、指定地方公共機関などの関係機関と連絡調整を行う
収集・整理した情報を適宜、市長に報告し、必要に応じ指示を仰ぐ

2 . 市緊急事態連絡室の設置

市長は、市民、消防、府警察等及び現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、府及び府警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため市緊急事態連絡室を設置する。

市緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成するとともに、迅速な情報の収集・提供のため現場における消防機関等との通信の確保に留意する。

緊急事態連絡室の構成



3. 市緊急事態連絡室の初動措置

(1) 府への報告

市は、直ちに事案の発生、市緊急事態連絡室の設置等について、府に連絡する。

(2) 関係機関との連絡

市緊急事態連絡室は、府、府警察、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、府、消防本部、教育委員会、区・自治会、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し迅速に情報提供を行う。

(3) 初動対応

ア 市は、市緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、府等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

イ 市は、警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑なされるよう府警察と緊密な連携を図る。

ウ 政府による事態認定が行われ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合には、市長は、必要に応じた国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町村等に対し支援を要請する。

4. 国民保護対策本部に移行する場合の調整

- ・市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに京田辺市国民保護対策本部（以下「市対策本部」と言う。）を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。
- ・市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

5 . 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制の強化が必要と判断した場合には、**担当部室課**による情報連絡体制の確立、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2 事態認定後の体制

市は、事態認定後において、迅速かつ的確な国民保護措置を実施するため、市対策本部の設置手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1. 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び府知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置するとともに、その旨を市議会に報告する。

また、市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、府知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

【市対策本部の設置の手順】

（市対策本部を設置する場合には、次の手順で行う）

市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受け

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び府知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する

（事前に市緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部設置時に廃止する）

市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する
情報収集及び連絡体制の確保

国民保護担当課は市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。この際、速やかに通信手段（電話、FAX、電子メール等）の状態を確認する

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電施設及び仮眠設備の確保等を行う

2. 市対策本部の設置場所

市対策本部は、市役所庁舎3階305会議室に設置する。

この際、市庁舎が被災するなど市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、市の管理施設等の中から事態の状況等を考慮して指定した場所に設置する。また、市域を越える避

難が必要で、市域内に市対策本部を設置することが出来ない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

3 . 市対策本部の組織

(1) 市対策本部長、副本部長、本部員

市対策本部本部長(市長、以下「本部長」という。)は、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

市対策本部副本部長(以下「副本部長」という。)は、助役、教育長、水道事業管理者をもって充て、本部長を助け、市対策本部の事務を整理する。

市対策本部の本部員は、部長、消防長、局長、技監、室長、次長及び参事をもって充てる。

【市対策本部の組織図】

本部長	市長	(1) 本部事務局
副本部長	助役 教育長 水道事業管理者	(2) 現地対策本部
本部員	部長 消防長 局長 技監 室長 次長及び参事	

- (1) 本部事務局は、総括班の危機管理課担当課を核として、現地対策本部各班の代表者で構成する。
- (2) 現地対策本部における各班の編成及び業務については、京田辺市地域防災計画「風水害等対策編」における災害対策本部等設置計画を準用する。
- (3) 国民保護措置の実施にあたり、各班に属さない事項が生じた場合は、市対策本部会議において担当班又は担当部室課を決定する。

【本部事務局の主な事務】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市対策本部会議の運営に関する事項・ 本部長の重要な意思決定に係る補佐・ 本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示及び調整・ 市が行う国民保護措置に関する調整・ 知事等及び他の市町村長等に対する応援の求め、自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関する事項・ 府を通じた指定地方行政機関の長等への措置要請及び職員の派遣要請に関する事項・ 被災情報、避難及び救援の実施状況、安否情報等の収集・整理及び要約に関する事項・ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録・ 通信回線や通信機器の確保・ 被災状況や市対策本部におけるか活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動・ 市対策本部員や市対策本部職員の勤務管理・ 食料の調達等庶務に関する事項 |
|---|

【武力攻撃事態における主要な業務】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市対策本部に関すること・ 避難実施要領の策定に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・ 安否情報の収集に関すること・ 市民に対する警報に内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難施設の運営体制の整備に関すること・ 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物処理に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・ 復旧に関すること・ 特殊標章の交付に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急、救助を含む）・ 市民の避難誘導に関すること |

（２）市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員が

ら市対策本部長が指名する者を充てる。

(3) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

4. 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、府警察、自衛隊、医療機関、消防機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

5. 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

府対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。又、市対策本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

市対策本部長は、府対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し、総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

6. 市対策本部の運営に係る留意事項

(1) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において市民に的確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問合せ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備

留意事項

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること

市対策本部において、重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、本部長自ら記者会見を行うこと

府と連携した広報体制を構築すること

(1) 通信の確保

情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必

要な情報通信手段を確保する。

情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を現場に派遣する。また、直ちに府にその状況を連絡する。

通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第2章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1．国・府の対策本部との連携

(1)国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部・支部及び、府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・府の現地対策本部との連携

市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2．知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1)知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2)知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3)指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 . 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊中部方面総監等を介し、防衛庁長官に連絡する。

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 . 他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託

(1)他の市町村長への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2)府への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3)事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 . 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1)市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地

方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2)市は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6．市の行う応援等

(1)他の市町村に対して行う応援等

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、府に届け出る。

(2)指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7．ボランティア団体等に対する支援等

(1)自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2)ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、市民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(3)民間からの救援物資の受入れ

市は、府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 . 市民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

第3章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

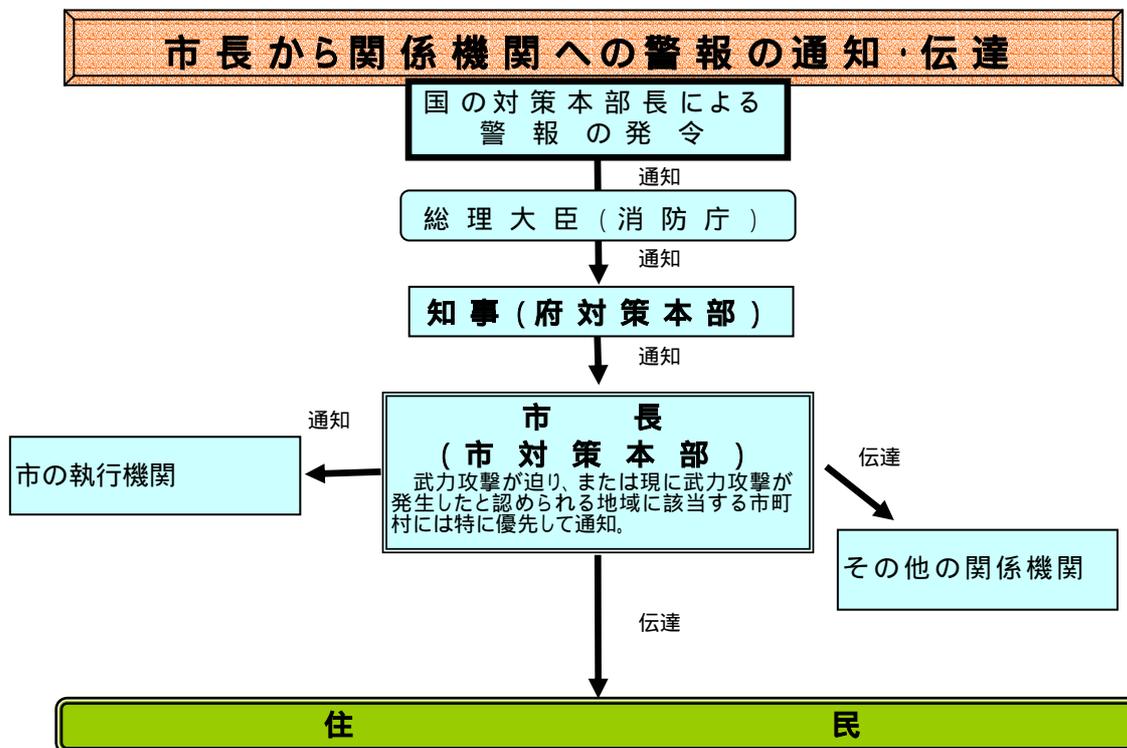
市は、府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育所など)に対し、警報の内容を通知する。

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.kyotanabe.jp/>)に警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



(2) 市長は、ホームページ(<http://www.kyotanabe.jp/>)に警報の内容を掲載

(2) 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 . 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合。

この場合においては、原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴するほか、各種の通信手段や伝達手段を活用して市民への注意喚起を図り、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

なお、防災行政無線の同報系が整備された場合は、これを有効に活用する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 . 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 . 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民に対して迅速に伝達する。

2 . 知事から示される避難の指示の内容

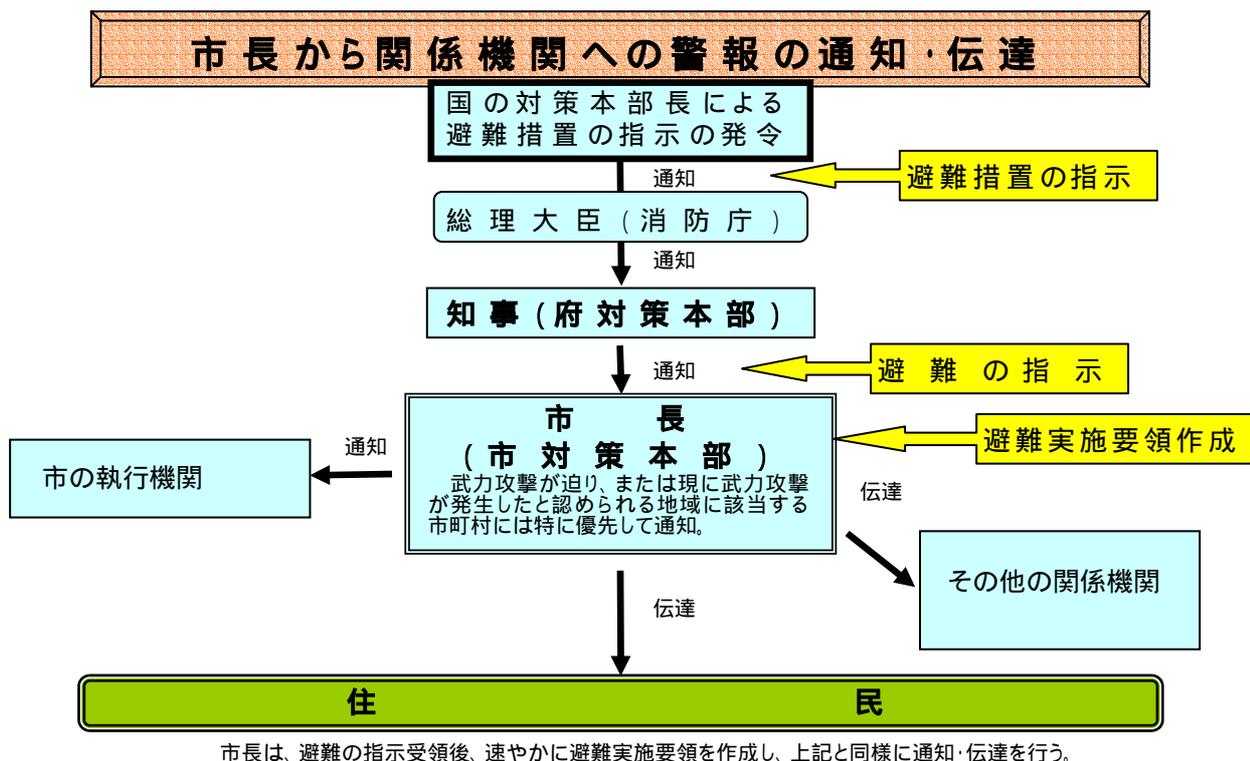
項目

- ア 要避難地域（市民の避難が必要な地域）
- イ 避難先地域（市民の避難先となる地域）
- ウ 市民の避難に関して関係機関が講じるべき措置の概要
- エ 主要な避難通路
- オ 避難のための交通手段等

市民の避難のための交通手段については、原則、徒歩、自転車及び公共交通機関（バス、電車等）とされている。

なお、自力での徒歩等が困難な要配慮者の避難や山間地域など公共交通機関が限られている地域などにおける避難については、地理的条件や事態の状況などを考慮し、府警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すこととされている。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



3. 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、作成案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領の項目】

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

- ・要避難地域等の住所の詳細な記載
- ・地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（区・自治会、自主防災組織、事務所等）

避難先

- ・避難先の住所及び施設名の具体的な記載
 - 一時集合場所及び集合方法
- ・一時集合場所等の住所及び場所名の記載
- ・集合場所への交通手段の記載

集合時間

- ・避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載

集合に当たっての留意事項

- ・集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載

避難の手段及び避難の経路

- ・避難誘導の交通手段の明示
- ・集合後の非難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載

市職員、消防職団員の配置等

- ・関係市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示

高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への対応

- ・高齢者、障害のある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な人の優先的避難方法の検討

- ・病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な人が在所している施設の施設単位での避難方法の検討

- ・民生児童委員、自主防災組織及び自治会等による避難誘導の実施協力の記載

要避難地域における残留者の確認

- ・要避難地域における残留者の確認方法の記載

避難誘導中の食料等の支援

- ・避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載

避難住民の携行品、服装

- ・避難住民の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

- ・問題が発生した際の緊急連絡先の記載

(2)避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

輸送手段の確保の調整(輸送手段が必要な場合)

(府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整(府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

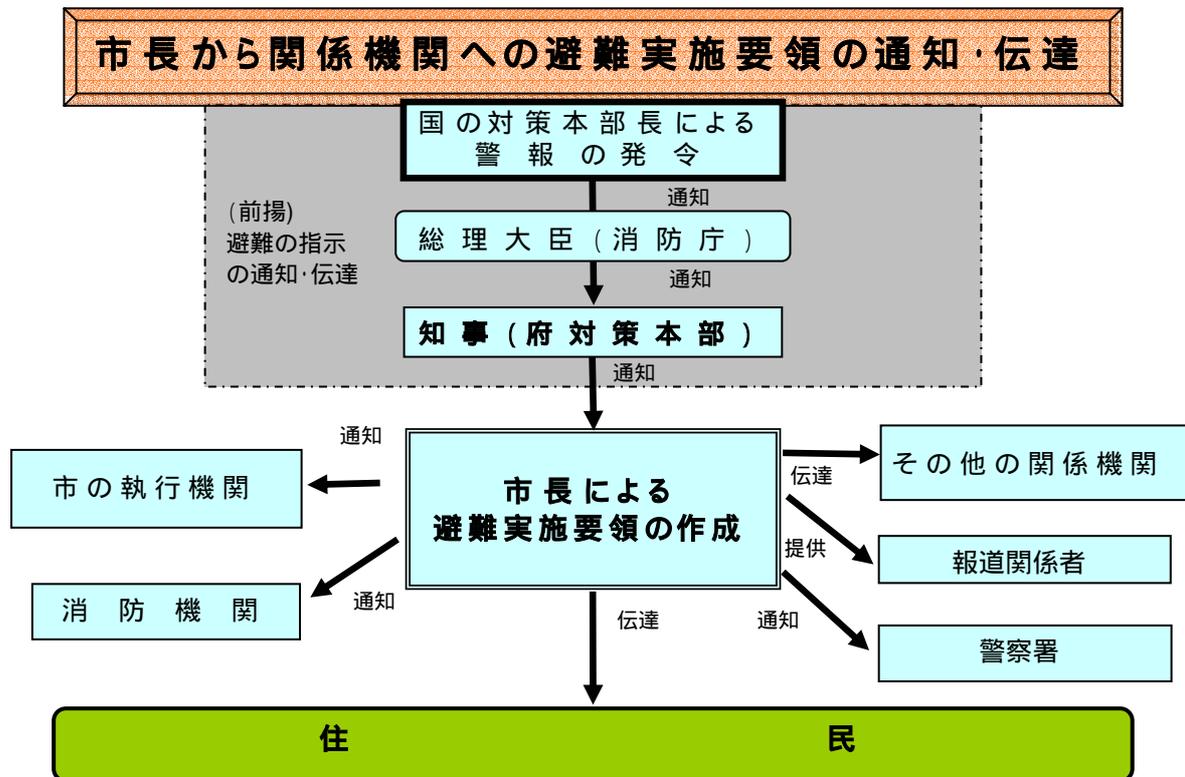
この場合において、市長は、府を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3)避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、**消防長**、警察署長及び自衛隊京都地方協力本部長に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



4. 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、**区・自治会、自主防災組織**、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実

施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3)避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4)自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や区・自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5)誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6)高齢者、障害のある人等への配慮

市長は、高齢者、障害のある人等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、「避難支援プラン」を策定し、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生児童委員と社会福祉協議会等との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

(7)残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報

に基づき説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8)避難所等における安全確保等

市は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に必要な協力を行うとともに、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(9)動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10)通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、他の道路管理者（国、府、西日本高速道路株式会社）に通知するとともに、府警察と協力して、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(11)府に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12)避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。また、府に対して、運送手段の確保するよう要請する。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、府対策本部長に、その旨を通知する。

(13)避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難の指示の伝達に準じて避難の指示の解除を伝達するとともに、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 自衛隊施設（陸上自衛隊祝園分屯地）の周辺地域における住民の避難

市長は、当該施設の周辺地域における住民の避難については、その施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、府とともに、避難施設、避難経路及び運送手段の確保について平素から国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において、住民の避難に関する措置を円滑に講じることができるよう、府を通じて国と必要な調整に努める。

(15) 病院等の施設所在者の避難誘導

市長は、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者の避難に関し、市及び施設の管理者のみでは、十分な運送手段を確保することが出来ない場合は、府、府警察、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請するものとする。

(16) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

避難誘導を行う者は、法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれがある者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

(17) 避難住民の誘導への協力

避難誘導を行う市職員、消防職員、消防団員は、法第70条の規定により、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。

この際、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

5. 武力攻撃事態に応じた対応

弾道ミサイル攻撃の場合

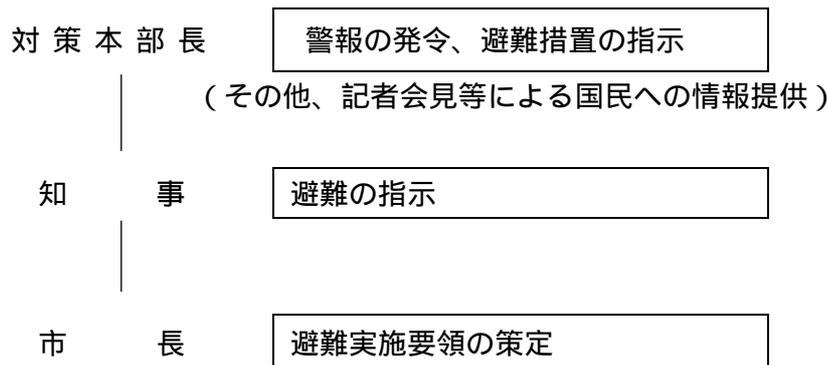
弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。）

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措

置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 市対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及

び府警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、府警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、市民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、府モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第4章 救援

1. 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2. 関係機関との連携

(1) 府への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置

又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4)緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3．救援の内容

(1)救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長（指定都市の長を除く。）は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2)救援における府との連携

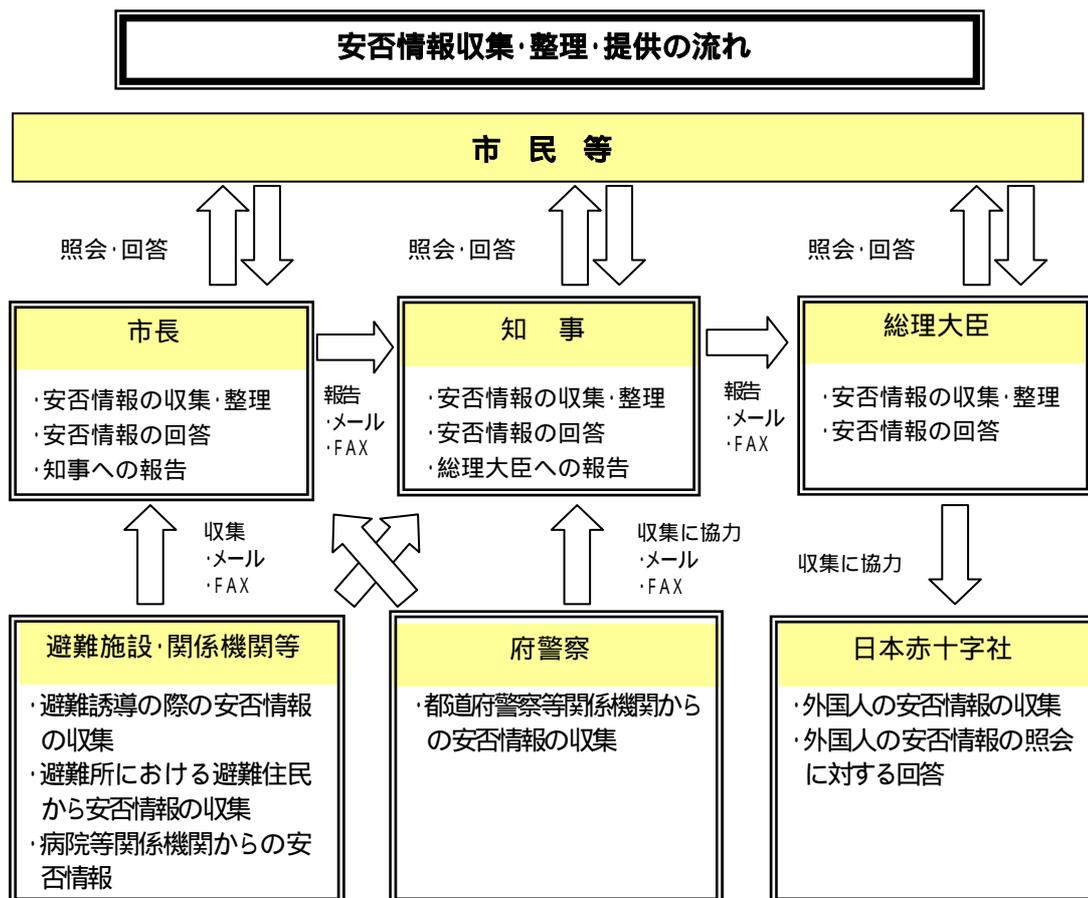
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第5章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1. 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が**管理する** **市立学校等**からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する情報については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2)安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3)安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2．府に対する報告

市は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3．安否情報の照会に対する回答

(1)安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知する。

市民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2)安否情報の回答

市は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷

しているか否かの別を回答する。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

市は、安否情報の回答を行った場合には、回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3)個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 . 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

安否情報の提供に当たっても、3 .(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 . 安否情報伝達手段の活用

市は、「NTT災害用伝言ダイヤル」や「被災者情報登録検索システムI A A」など災害時の安否情報の伝達システム等に市のホームページからリンクし、市民等の利用に資する。

第6章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1．武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1)武力攻撃災害への対処

市長は、国や府等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2)知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3)対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2．武力攻撃災害の兆候の通報

(1)市長への通報

消防**吏員**は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2)知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるとき

は、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で市民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、府の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

「 町×丁目、 町 丁目」地区の市民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

「 町×丁目、 町 丁目」地区の市民については、 地区の （一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2)退避の指示に伴う措置等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3)安全の確保等

市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察及び自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて府警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 . 警戒区域の設定

(1)警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から

判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2)警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、消防機関、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、消防機関等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

市長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3)安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3. 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4．消防に関する措置等

(1)市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2)消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3)消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4)緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5)消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する

調整や指揮体制の確立を図るなど府及び本市受援計画等に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6)消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、府知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7)医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8)安全の確保

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、現地調整所又は現地対策本部を設けて消防機関、府警察、自衛隊等各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職員及び団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1. 生活関連等施設の安全確保

(1)生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を府と連携して収集する。また、府に対し生活関連等施設の対応状況の情報提供を求める。

(2)消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3)市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、府警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1)危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

<p align="center">【対象】</p>	<p>(1)市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）</p>
<p align="center">【措置】</p>	<p>危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3） 危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） 危険物の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）</p>

(2)警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1)応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2)国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容

について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3)関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所又は現地対策本部を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所又は現地対策本部の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4)汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部局においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする

(5)市長及び消防長の権限

市長又は消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1 .	当該措置を講ずる旨
2 .	当該措置を講ずる理由
3 .	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4 .	当該措置を講ずる時期
5 .	当該措置の内容

(6)要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策

を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第7章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集及び報告

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

市は、情報収集に当たっては消防機関、府警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。また、府に対しヘリ等からの伝送映像の情報提供を要請する。

市は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により府が指定する時間に府に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

第8章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、府と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施する。

2 . 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、府と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、 により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第9章 文化財の保護

市は、国、府などの関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、武力攻撃災害から文化財を守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 文化財の保護

市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（国宝、重要文化財、史跡名勝等）、府指定・登録文化財等（府の指定及び登録の有形文化財、**史跡名勝等**）及び京田辺市指定文化財（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法及び京都府文化財保護条例、京田辺市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講じる。

また、市は、武力攻撃災害から文化財の保全策について、府及び国とも連携し、協議・検討を行うものとする。

(1) 文化財の所有者及び管理団体等との連携

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等との連携強化に努める。

(2) 災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年3月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成9年6月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行うとともに、「地域防災計画」に記載する防災対策とも併せ、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

(3) 文化財の被災情報等の連絡等

市及び市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示などの情報を、迅速かつ的確に伝達する。

市教育委員会は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を速やかに府教育委員会をはじめとする関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等に対し連絡する。

市教育委員会は、警報や避難の指示や文化財の被災情報の連絡を受けた場合は、文化財の所有者及び管理団体等と連携をして文化財の保全のため、必要な措置を講じる。

2. 文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、市教育委員会は、安全確保に十分に配慮の上、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府文化財保護指導委員の協力等により、被害状況等の情報を収集する。

また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに**府教育委**

員会を通じて文化庁長官に報告する。

被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡を取り、応急措置を施す。

被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

3 . 文化財の復旧

市及び市教育委員会は、武力攻撃災害により、文化財等に被害が発生したときは、被害状況及び周辺の状況を勘案しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、**国等**に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1．生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2．避難住民等の生活安定等

(1)被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2)公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3)心の健康対策

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等の心の健康対策について、府及び関係機関と連携を図り、また精神科医等の専門家の協力を得て実施する。

3．生活基盤等の確保

(1)水の安定的な供給

水道事業管理者は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路及び下水道等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1)特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



オレンジ色地に
青の正三角形



（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2)特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

市長

- ・市の職員（**消防長の所轄の消防職員を除く。**）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3)特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、府及び日本赤十字社その他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、府に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めらる。

2. 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路・水道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって府と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1．国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1)国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2)関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2．損失補償及び損害補償

(1)損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2)損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3．総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1. 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2. 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

